

議第17号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和6年3月1日提出

橿原市長 亀田 忠彦

1 放棄する権利

奈良県住宅新築資金等の債権の処理に関する条例（平成17年奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合条例第23号）第2条第1項第4号の規定に基づき、令和5年12月28日付けで奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から市に移管された金銭債権

2 放棄する債権の額 12,741,659円

(1) 住宅新築資金貸付金 7,328,927円

内訳 元金 5,413,291円（貸付元金6,700,000円）

利子 1,915,636円

(2) 宅地取得資金貸付金 5,412,732円

内訳 元金 4,075,161円（貸付元金5,300,000円）

利子 1,337,571円

3 借受人

[REDACTED]

[REDACTED]

4 放棄の理由

借受人が破産手続により免責決定を受け、連帯保証人2名ともに死亡しており、かつ、奈良県住宅新築資金等償還事務審査会において償還不能と判定されたことにより、債権の回収が困難であると判断したため

5 その他

放棄する債権の額の約4分の3に相当する9,555,000円は、奈良県住宅新築資金等貸付助成事業により補てんされる予定である。

理由 住宅新築資金等貸付金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条
第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第18号

奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、関係地方公共団体の協議により、令和6年4月1日から組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

橿原市長 亀田 忠彦

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年奈良県指令地第1号）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（経費の負担区分） 第15条 施設整備負担金の負担は、次の割合によるものとする。 給水人口割 40％ 給水人口（最新の<u>厚生労働省統計</u>による。以下この条において同じ。）5千人以上の組合市町村1.0に対し、 給水人口5千人未満3千人以上の組合市町村0.8 給水人口3千人未満1千人以上の組合市町村0.5 給水人口1千人未満の組合市町村0.2とする。 規模割 40％ 年間有収水量（最新の<u>厚生労働省統計値</u>の過去3箇年の平均した水量（水道事業開始後の期間が3箇年未満の一部事務組合にあっては、3箇年に不足する期間の当該一部事務組合を組織するそれぞれの市町村の当該期間の水量を加えて平均した水量）とする。第2項において同じ。）による。	（経費の負担区分） 第15条 施設整備負担金の負担は、次の割合によるものとする。 給水人口割 40％ 給水人口（最新の<u>国土交通省統計</u>による。<u>ただし、令和5年度以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省統計とみなす。</u>以下この条において同じ。）5千人以上の組合市町村1.0に対し、 給水人口5千人未満3千人以上の組合市町村0.8 給水人口3千人未満1千人以上の組合市町村0.5 給水人口1千人未満の組合市町村0.2とする。 規模割 40％ 年間有収水量（最新の<u>国土交通省統計値</u>の過去3箇年の平均した水量（水道事業開始後の期間が3箇年未満の一部事務組合にあっては、3箇年に不足する期間の当該一部事務組合を組織するそれぞれの市町村の当該期間の水量を加えて平均した水量）とする。<u>令和5年度以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値とみなす。</u>）による。

改 正 前	改 正 後
施設数割 20% 定期水質検査が必要な浄水に係る施設（前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模（前々年度末現在の既認可水道事業の施設がない一部事務組合にあっては、当該一部事務組合を組織する市町村の前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模を合計した規模）に応じて、浄水場・配水システムごとに選定する。）による。 2 （略）	<u>す。</u>第2項において同じ。）による。 施設数割 20% 定期水質検査が必要な浄水に係る施設（前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模（前々年度末現在の既認可水道事業の施設がない一部事務組合にあっては、当該一部事務組合を組織する市町村の前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模を合計した規模）に応じて、浄水場・配水システムごとに選定する。）による。 2 （略）

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

理由 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、令和6年4月1日から水道法が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、所要の変更を行うもの